

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方 更新

企業価値の維持・向上を図りつつ、会社を持続的に発展させるため、株主の皆さまから負託を受けた取締役や監査役は、株主の利益を毀損させたり、会社の利益に反する取引や活動がないか等については日常的に管理監督する義務があるものと認識しております。

そのため、株主の皆さまをはじめとする全てのステークホルダーに対しては、会社に関する重要な情報を適時適切に開示し、経営の透明性を高めて行く必要があるものと考えております。

そうした考え方を実現させるため、コーポレート・ガバナンスについては、一層充実したものを構築していきたいと考えております。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、上記の基本的な考え方に基づき、コーポレート・ガバナンス強化に向けた取り組みを継続的に実施しておりますが、以下の原則につきましては、今後の取り組み方を検討中であります。

#### 【補充原則1-2-4 議決権行使プラットフォームの利用】

機関投資家や海外投資家等が議決権を行使しやすい環境を整える必要性は認識しておりますが、議決権電子行使プラットフォームの利用については、株主構成の推移や費用対効果も勘案しつつ、今後の課題として検討してまいります。

なお、招集通知の英訳については、直前事業年度に開催いたしました第56回定時株主総会から狭義、計算書類及び参考書類を翻訳し、東証ホームページ及び当社ホームページに併せて早期開示しております。

#### 【補充原則1-2-5 実質株主の議決権行使への対応】

現在当社は機関投資家等の実質株主が株主総会に出席し、議決権の行使や質問を行うことは認めておりません。実質株主の総会への出席につきましては、全国株主連合会がガイドラインを示しておりますが、当社としては、あくまでも株主名簿上に記載または記録されている株主が議決権を有しているとの立場を有しております。今後につきましては実質株主からの要望や各信託銀行の動向等を注視しつつ、検討を進めたいと考えております。

#### 【補充原則4-2-1 中長期的な業績と連動する報酬制度】

取締役の報酬につきましては、株主総会で決議された報酬枠の中で、役位等に応じた固定報酬と業績連動部分である賞与に分けて支給しております。現時点におきましてもインセンティブは十分機能していると考えておりますが、中長期的な視点からの株式報酬制度の導入につきましては、今後の検討課題として研究を重ねてまいります。

#### 【補充原則4-10-1 任意の仕組みの活用】

当社は現在、社外取締役を2名、社外監査役を2名選任しており、すべて独立役員であります。4名は弁護士、公認会計士、企業経営経験者で構成されており、いずれも専門的な知識と豊富な経験を有しておられ、重要事項を審議する場合は適切な関与、助言をいただいております。現時点では任意の諮問委員会等の設置は考えておりません。

#### 【補充原則4-11-3 取締役会の実効性の分析・評価】

当社の取締役会は社外取締役2名のほか、社外監査役2名も参加しており、その開催頻度、協議事項・決議事項の構成、質疑応答の内容、独立役員からの助言等々から判断し、実効性は上がっていると認識しておりますが、今後は各取締役の自己評価も含め、取締役会の実効性についての分析、評価を実施することといたします。

### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

#### 【原則1-4 いわゆる政策保有株式】

上場株式については、保有することにより事業展開上、双方に効果が期待できるかどうか、取引関係の維持・拡大に資するかどうか、或いは当社グループの企業価値を損なうことはないか等により、新規保有や継続保有を判断しております。議決権の行使につきましては、その議案の内容が発行会社の成長や企業価値の向上につながるものかどうか、或いは株主の利益を毀損しないか等を精査の上、賛否を決定しております。

#### 【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社役員や主要株主等との取引が発生する場合は、会社や株主共同の利益を害することのないよう、法令等及び取締役会規程に基づき、予め取締役会に付議することとなっております。そして仮に当該取引が行われた場合は法令に基づき、重要な事実については適時適切に開示することとなっております。また取締役・監査役全員(その近親者を含め)から、関連当事者との取引有無を書面による提出を求めることにより、周知徹底を図っております。

#### 【原則3-1 情報開示の充実】

(1) 会社の経営理念及び経営目標等については、当社ホームページに掲載しております。

<http://www.wakita.co.jp/>

(2) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方、体制図等については、当社ホームページに掲載するとともに、「コーポレートガバナンス報告書」に記載しております。

(3) 取締役の報酬は株主総会で承認を得た限度額の範囲内において、役位別の固定報酬と各事業年度の業績を勘案し決定された変動報酬(賞与)を支給しております。報酬額の水準につきましては、取締役会の委任を受けた代表取締役が、各取締役を評価の上、業容や業績が当社と比較的に近い上場他社の平均的水準等も考慮しつつ原案を作成し、最終的には取締役会で決定しております。

(4) 取締役候補者の指名は、当社が展開している事業に精通しているかどうか、経営を担う者としての能力や識見、品格の有無はどうか等を総合的に勘案し決定されます。手続としては、有資格者の中から代表取締役が適任者を選抜し、取締役会に諮った上で決定しております。

監査役候補者の指名は、財務や法令のほか、社内規程やルールに精通し、経営監査が担える人材を選抜し、監査役会の意見も聴取した上で、最終的には取締役会に諮り、決定しております。

(5) 取締役・監査役の個々の候補者につきましては、株主総会参考書類の取締役・監査役選任議案の候補者欄に、経歴及び兼任状況を記載しております。

#### 【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲】

社内の決定機関である取締役会・常務会や社内稟議制度により、意思決定すべき事項についてはその重要度に応じた具体的な付議・報告基準を社内規程で定めております。また組織に沿った職務分掌・職務権限規程を設け、経営上の重要事項以外は各部門の長に権限を委譲し、機動的な業務執行が行えるよう配慮しております。取締役会は各部門の長に委任した業務執行状況が適切に運営されているかどうかを監督します。社外取締役は会社価値の維持・向上を図る観点から、ステークホルダーの視点に立ち、取締役会及び経営幹部の業務執行状況が適切かどうかや会社と取締役との間に利益相反行為がないかを監督しております。

#### 【原則4-8 独立社外取締役の有効な活用】

会社法に定めのある社外性要件及び東京証券取引所が定める独立役員の資格を充足する独立社外取締役を2名選任しており、取締役会における経営の意思決定過程を監督しております。取締役会は、社外取締役の豊富な経験と識見に基づいた貴重な助言と独立・中立的な立場でのご意見を踏まえて議論しております。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準および資質】

当社独自の独立性基準は設けておりませんが、会社法上の社外性要件及び東京証券取引所規則に定めのある独立性に関する基準を満たす候補者を選任しております。社外取締役については、社会での実務経験が豊富かつ専門知識や識見等を持ち合わせ、取締役会において積極かつ率直に意見具申していただける方を選任しております。

#### 【補充原則4-11-1 取締役会の構成に関する考え方】

現在、取締役会は取締役10名、内社外取締役2名、監査役3名、内社外監査役2名で構成されております。社内の取締役8名の内、会長・社長を除きますと営業部門が3名、管理部門が3名となっております。営業部門の取締役は当社の各事業部門に精通し、豊富な経験と経営能力を有し、会社発展に貢献してきた人材を揃えており、管理部門の取締役は財務・法務・総務・人事・審査等の専門的知識を有し、そうした分野で長いキャリアを積んできた人材を配置しております。また社外役員の4名は全て社外性の基準を充足した独立役員であり、会社経営の経験者、弁護士、公認会計士で構成されております。このようにメンバーの多様性を確保し、知見・経験・能力等のバランスも配慮した構成となっておりますので、取締役会は機能していると考えております。

#### 【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

社外取締役及び社外監査役をはじめ、取締役及び監査役は、その役割・責務を果たすために必要となる時間・労力を取締役及び監査役の業務に振り向け、兼職については合理的な範囲にとどめております。取締役及び監査役が新たに他の会社の役員を兼任する場合は事前に取締役会に付議の上、承認を得ることを前提としております。また現在の兼任の状況は株主総会参考書類や有価証券報告書において開示しております。

#### 【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

取締役・監査役への就任が内定した者に対してはまず、代表取締役が期待される役割と職責を諭します。次に経営の一旦を担う者として必要な知識の習得を得る機会を提供し、その費用については基本的には会社が支援しております。具体的には信託銀行のセミナーや外部機関による講習会や研修への参加を促しております。また法令遵守の観点から、取締役会開催日に適宜、コンプライアンス委員会を開催し、管理部門の役員が取締役・監査役が承知しておくべき法令を解説し、理解を深めさせております。社外取締役・社外監査役に対しては代表取締役自らが、取締役会開催日前に事業活動状況や業績の進捗等を説明する等の情報提供を行っております。また工場や支店・営業所等への視察、臨店等を通じて、事業内容を理解する機会も提供しております。

#### 【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

通期及び第2四半期累計期間については代表取締役が取引所に赴き、報道機関向けに決算発表を行っております。取締役の中から1名にIRを担当させるとともに、総務部をIR担当部署としております。年に2回、機関投資家向けに、個別ないしはスモールミーティングにより集中して決算概要を説明する機会を設けておりますが、この他内外機関投資家からの取材依頼は原則、全件応じております。また海外の機関投資家向けとして、四半期毎の決算短信を英訳(サマリー情報および財務諸表)し同時開示するとともに、業績及び財務ハイライトを英訳にてグラフ化し、当社ホームページ上に掲載しております。当社では常日頃から多くの株主さまとの建設的な会話を通じて、当社の経営方針について理解を深めていただくと同時に、株主さまからの貴重なご意見を事業活動の展開に役立てたいと考えております。なお、株主さまとの対話においてはインサイダー情報の漏洩防止を徹底しております。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%以上20%未満

### 【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
有限会社脇田興産	4,707,000	9.05
日本生命保険相互会社	2,061,870	3.96
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,991,150	3.83
オリックス株式会社	1,926,005	3.70
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1,372,300	2.64
脇田富美男	1,302,000	2.50
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505223	1,225,939	2.36
日立建機株式会社	1,200,000	2.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口9)	1,053,100	2.02
株式会社三井住友銀行	1,048,127	2.01

支配株主(親会社を除く)の有無

—

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	更新
------	----

上記【大株主の状況】は、2016年8月31日現在の状況を記載しております。

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	2月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

## II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

### 1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

#### 【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12名
定款上の取締役の任期	2年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 <span style="background-color: yellow;">更新</span>	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

#### 会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
畑守人	弁護士													
石倉弘勝	他の会社の出身者													

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

#### 会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
畑守人	○	竹林・畑・中川・福島法律事務所 弁護士 シキボウ株式会社 社外取締役	弁護士としての法律に関する専門知識に基づき、中立的・客観的な視点に立った有効な助言を期待できるため、当社の社外取締役として選任しております。 また、畑守人氏は、独立性の基準への該当がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
石倉弘勝	○	株式会社ジェイコムウエスト 顧問	金融機関及び不動産会社において長年経営に携わってこられたことから、幅広い見識を有しており、経営全般に対する助言を期待できるため、当社の社外取締役として選任しております。 また、石倉弘勝氏は、独立性の基準への該当がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する  
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無

設置している

定款上の監査役の数

5名

監査役の数

3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人、内部監査部門(監査課)は、年間監査計画や監査報告等の定期的な会合や監査への立会いを含め、必要に応じて情報交換を行うことで相互の連携を強化し、監査の実効性を高め、かつ全体として監査の質的向上を図っております。なお、監査役による監査を実効ならしめるため、監査課所属の従業員は監査役を補助しております。

社外監査役の選任状況

選任している

社外監査役の数

2名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数

2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)													
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m	
蔵口康裕	公認会計士														
上岡朗	他の会社の出身者														

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与

c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d 上場会社の親会社の監査役

e 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
蔵口康裕	○	蔵口公認会計士事務所 代表 日本電通株式会社 社外取締役	公認会計士としての会計に関する専門的知識や経験等を有しており、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。 また、蔵口康裕氏は、独立性の基準への該当がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。
上岡朗	○	—	金融機関において長年経営に携わってこられたことから、幅広い見識を有しており、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任しております。 また、上岡朗氏は、独立性の基準への該当がなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。

いと判断し、独立役員に指定しております。

### 【独立役員関係】

独立役員の数 4名

#### その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 実施していない

#### 該当項目に関する補足説明

当社は、現時点では特段のインセンティブ付与の必要性はないものと考えております。

ストックオプションの付与対象者

#### 該当項目に関する補足説明

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬)の開示状況 個別報酬の開示はしていない

#### 該当項目に関する補足説明

直前事業年度(2016年2月期)における当社の取締役12名に対する報酬等の総額は、348百万となります。その内訳は以下のとおりです。

イ. 基本報酬 226百万円

ロ. 賞与 82百万円

ハ. 役員退職慰労金繰入額 38百万円

なお、上記額には使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

また、連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、個別報酬の開示はしておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 あり

#### 報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬は、株主総会において決議された報酬の総額の定め以外は、報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は定めておりません。なお、取締役の報酬限度額は、2013年5月23日開催の第53回定時株主総会において、年額450百万円以内とご承認いただいております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役に対しては、代表取締役社長もしくは取締役会事務局である総務部が必要に応じて取締役会における資料の事前説明を行っております。

社外監査役に対しては、常勤監査役が窓口となって各種の連絡や情報提供を行っており、内部監査部門である監査課が、社外監査役を含む監査役の職務遂行を補助しております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### 1. 取締役

当社の取締役は現在10名(社外取締役2名含む)で構成しており、取締役会は月1回の定例取締役会、年4回の決算取締役会のほか、緊急を要する議案があるときは臨時取締役会を適宜開催し、当社グループの経営に関する重要事項、決算案等を協議・決定しております。さらに、原則週初に1回常務会を開催し、業務執行に関する議案に対し機動的に対応しております。

### 2. 執行役員

当社は経営責任の明確化と業務執行の迅速化を図るため執行役員制を導入していますが、現時点では執行役員は選任していません。執行役員が選任された場合、該当者は取締役の指名により取締役会や常務会に出席し、業務執行状況を報告することとしております。

### 3. 監査役

当社は監査役会制度を導入しており、現在3名の監査役(うち2名は社外監査役)で構成しております。監査役は監査役会のほか、毎月開催される取締役会等に出席し、重要事項に関する審議、決議、業績等の進捗に関する業務執行状況の監督など経営に対するチェックを行うとともに、取締役の職務の執行に関して、違法性・妥当性の観点から監査を行っております。さらに監査役は内部監査部門である監査課と連携し、事業所における現地調査等をおこない、必要に応じて情報の交換を行うことで相互の連携を強化し、監査の実効性を高めております。

### 4. 内部監査部門(監査課)

当社は内部監査部門として社長の直轄組織である監査課を設けており、主に社内各部門の業務活動が法令・諸規程等に準拠し、適正かつ効果的に運営されているか各部門の業務監査を行うとともに、各部門において厳正な運用をするように指導・助言を行っております。また、監査の結果については、監査役並びに代表取締役及び取締役に報告しております。

### 5. 会計監査人

当社はひびき監査法人と監査契約を締結しており、法律の規定に基づいた会計監査を受けております。なお、当社と同監査法人及び当社監査に従事する業務執行社員との間に特別な利害関係はありません。当社の会計監査業務を執行した公認会計士は次のとおりです。  
代表社員 業務執行社員 前田雅行  
代表社員 業務執行社員 藤田貴大  
また、当社の会計監査業務に係る補助者は公認会計士6名、公認会計士試験合格者2名であります。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社はコーポレート・ガバナンスにおける外部からの客観的、中立的な経営監視機能は重要であると認識しております。当社は社外監査役を2名選任しており、独立性をもった当該社外監査役の外部的視点からの経営に対するチェックとアドバイスが行われることで、外部による経営監視機能という観点から十分に機能する体制が整っているものと考え、現体制を採用しております。また、取締役会の監督機能の強化を図ることを目的として、2016年5月26日開催の第56回定時株主総会において、新たに社外取締役1名を追加し、社外取締役2名の体制としております。

### Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

#### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主の皆さまが十分な議案の検討時間が確保できるよう、招集通知については早期発送及び早期開示することとしております。 2016年5月26日に開催した第56回定時株主総会においては、27日前の同年4月29日に東京証券取引所及び当社ホームページにWEB開示するとともに、20日前の同年5月6日に株主の皆さまに発送しております。
招集通知(要約)の英文での提供	当社は、外国人株主の皆さまの便宜に供するため、2016年5月26日に開催した第56回定時株主総会から招集通知を英訳し、同年4月28日、東京証券取引所及び当社ホームページにWEB開示しております。
その他	当社ホームページに定時株主総会に関する日程・議案等の情報、招集通知・決議通知・議決権行使結果等の株主総会関連書類並びに英訳の招集通知・決算短信等を掲載しております。 また、株主の皆さまに当社のご理解を一層深めていただくため、定時株主総会の事業報告等の報告事項におきまして、パワーポイントを用いたビジュアル化を実施しております。

#### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのURLは、 <a href="http://www.wakita.co.jp">http://www.wakita.co.jp</a> であります。 掲載資料としては、過去に開示した決算短信、有価証券報告書、四半期報告書及び決算情報以外の適時開示資料並びに経営指標、事業報告書、ニューズリリース等があります。	
IRに関する部署(担当者)の設置	総務部がIRを担当しております。	
その他	年2回(第2四半期決算及び本決算)の決算発表後、アナリストや機関投資家等を対象に、IR訪問(ワンオンワンミーティング)を行っております。 また、当社への訪問取材や電話取材についても適宜対応しております。	

#### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	社内マニュアルである「コンプライアンス・マニュアル」及び従業員向け小冊子「規律を守りましょう」の中に記載しております。



## IV 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社における内部統制システムの整備状況は、次のとおりです。

1. 取締役及び使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
(1) 当社は、当社及び当社子会社(以下、「当社グループ」という。)の取締役及び使用人が、法令及び定款の遵守を徹底するための行動規範として、コンプライアンス・マニュアルを策定している。  
(2) 当社は、企業の存続と持続的な成長を確保するため、コンプライアンス委員会を設置し、当社グループの取締役及び使用人に対し、法令及び社会規範遵守についての教育・啓蒙を実施する。  
(3) 当社グループは、法令、定款及び社会規範等に違反する行為を発見した場合の措置として、社内通報制度を設置し、不正行為の早期発見と是正に努めるとともに、通報者が不利益を被ることのないよう保護する。  
(4) 監査役は当社グループの取締役会や常務会または重要な会議等に出席し、取締役の業務執行状況を監視する。  
(5) 法務審査室は当社グループの商行為や契約締結に関するリーガルチェックを稟議規程等に基づいて精査を行う。  
(6) 監査課は当社グループのコンプライアンス遵守状況を監査し、結果を定期的に常務会や監査役会に報告する。
2. 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制  
取締役会議事録・監査役会議事録・稟議書・その他職務の執行に係る重要情報を文書規程、稟議規程等に基づき適切に保存・管理し、これらの文書等を常時閲覧することができるものとする。
3. 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
当社は、リスク管理規程に基づき、事業活動に影響を及ぼすおそれのある様々なリスクへの未然防止を図るとともに、万一リスクが発生した場合の影響を最小限に止め、当社グループの損失が極力発生しないよう対処する。また、リスクが顕在化した場合は、迅速な対応により損害を最小限に抑えようとするとともに再発防止策を構築する。
4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
(1) 当社は、取締役会規程に基づき定例取締役会を月1回開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を適宜開催し、当社グループの経営に関する重要事項、決算案等を協議・決定する。さらに、原則週に1回常務会を開催し、業務執行に関する議案に対し機動的に対応する。  
(2) 当社は、業務執行の効率化を図るため、組織(分掌)規程、権限規程、稟議規程等の諸規程を見直し、整備する。また、全社的目標や各部門の具体的な目標を達成するため、ITを活用し、定期的に進捗状況を還元し、併せて業務の効率化に資するシステムを構築する。
5. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制  
(1) 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社における業務の適正な運営に努めるものとする。  
(2) 子会社の事業活動の適正と効率性を確保するために、当社の取締役または使用人は、子会社の取締役等を兼務し、業務執行について監視、監督及び指導する。また、子会社は、定期的に当社取締役会、常務会等重要な会議において業務執行についての報告を行う。  
(3) 当社は、当社監査課による子会社の内部監査を実施し、業務の適正性を確保する。
6. 監査役職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項  
(1) 監査役は、監査課所属の使用人に対し監査業務に必要な事項を命令することができるものとする。  
(2) 監査役より命令を受けた使用人は、その命令の内容について取締役からの指揮は受けられないものとしており、内部統制監査上、独立的立場で監査を実施できる体制を維持する。  
(3) 取締役は、監査役から監査業務の補助を命じられた使用人の業務が円滑に行われるよう、監査環境の整備に努める。
7. 当社グループの取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制  
(1) 当社グループの取締役及び使用人は、当社監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行う。  
(2) 当社グループの取締役及び使用人は、法令違反行為等、当社または当社の子会社に重大な影響を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、速やかに当社監査役に報告する体制を整備する。  
(3) 当社は、監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。
8. その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制  
(1) 監査役は、代表取締役及び会計監査人との間で定期的に会合を開催し、意見交換を行い、意思疎通を図る。  
(2) 監査課所属の使用人は、当社監査役と綿密な意思疎通及び連携を図り、効果的な監査業務の遂行に協力する。  
(3) 当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払いを請求したときは、当該監査役の職務の執行に必要なと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
9. 財務報告の信頼性を確保するための体制  
当社は、金融商品取引法の定めに従い、財務報告に係る内部統制が有効かつ適切に行われる体制の整備、運用、評価を行い、財務報告の信頼性と適正性を確保する。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループの取締役、監査役及び使用人(以下、「役職員」という。)は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断することを基本方針とする。また、必要に応じて警察当局や外部の専門機関と連携し、反社会的勢力に関する情報及び動向の収集に努めるとともに、総務部を対応統括部署とし、当社グループ役職員への社内教育等を通じて、不当要求等に対して適切な対応がとれる体制を整備する。

## V その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、次のとおりです。

#### 1. 社内体制

管理本部長を有価証券上場規程等に基づく「情報取扱責任者」と定め、また、社内規程（「インサイダー取引防止規程」）に基づく「社内情報管理者」を総務部長とし、内部情報が発生した時には直ちに総務部長に報告し、対応する体制をとっております。

#### 2. 開示の時期方法

下記記載の(1)決定事実、(2)発生事実、(3)決算情報など、事案の内容によって「情報取扱責任者」と「社内情報管理者」が協議を行い、「インサイダー取引防止規程」に基づき、所定の手続きを経て、迅速・正確かつ公平な会社情報の適時開示を行います。

また、開示した会社情報については、当社ホームページにすみやかに掲載いたします。

##### (1)決定事実

重要な決定事実については、毎月開催される常務会、取締役会等において決定するほか、必要に応じて臨時取締役会等を開催することにより迅速な意思決定を行っております。決定された重要な決定事実については、東京証券取引所の有価証券上場規程等に基づき開示が必要な場合には直ちに開示を行い、迅速、正確かつ公平な会社情報の適時開示に努めております。

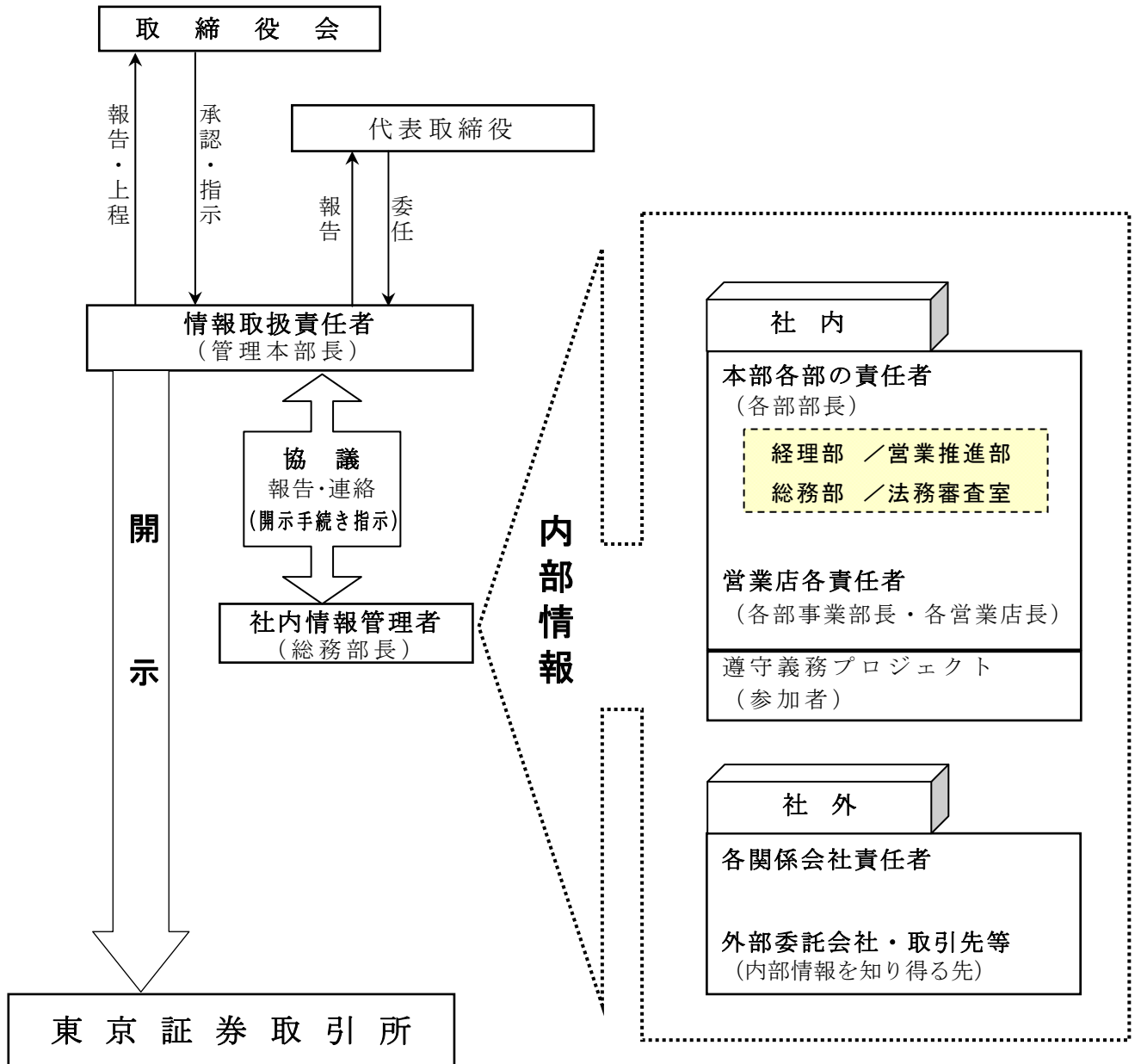
##### (2)発生事実

重要な発生事実については、当該発生した部門部署の責任者・関係会社の責任者などからすみやかに総務部長（「社内情報管理者」）に情報が集約され、「情報取扱責任者」に報告・連絡・協議され、情報取扱責任者を中心に当該情報の重要性の判断や情報開示の要否検討を行い、東京証券取引所の有価証券上場規程等に基づき開示が必要な場合には、直ちに適時開示を行います。また、必要に応じて同取引所、会計監査人、弁護士からのアドバイスを受け、迅速・正確かつ公平な会社情報の適時開示に努めております。

##### (3)決算情報

決算についての情報は、経理部を中心に決算書類を作成し、会計監査人及び監査役会による監査を受けた後、決算取締役会の承認を得て、同日すみやかに決算情報を適時開示いたします。

当社の適時開示に係る社内体制 模式図



当社のコーポレート・ガバナンス体制 模式図

